

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大里広域市町村圏組合は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大里広域市町村圏組合管理者

公表日

令和7年12月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(主な事務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更等の届出 ・第1号、第2号被保険者の被保険者証交付、再交付申請等の申請 ・保険料賦課、特別徴収額の通知 ・保険料の減免、徴収猶予等の申請 ・保険料滞納者に係る支払い方法の変更 ・要支援認定、要介護更新認定等の申請 ・介護・介護予防・総合事業サービスの利用に関する保険給付 ・居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費等の支給 ・居宅サービス、介護予防サービス等の計画作成依頼 ・高額介護(介護予防)サービス費、高額介護予防サービス費相当、高額医療合算介護サービス費等の支給申請 ・介護保険法による被保険者に係る届出の受理(サービス検索・電子申請機能での受領を含む)、審査
③システムの名称	<p>介護保険システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム 伝送通信ソフト サービス検索・電子申請機能 介護情報基盤</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法9条第1項 別表第一の68の項 ・別表第一省令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>〔 実施する 〕 <選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8項及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 1, 2, 3, 4, 6, 8, 11, 26, 30, 33, 39, 42, 56の2, 58, 61, 62, 80, 87, 90, 94, 95, 10 8, 117項 (別表第二における情報照会の根拠) 93, 94項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大里広域市町村圏組合 介護保険課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大里広域市町村圏組合総務課 埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地 048-501-1333
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大里広域市町村圏組合介護保険課 埼玉県熊谷市曙町二丁目68番地 048-501-1330
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>〔 基礎項目評価書及び重点項目評価書 〕</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	〔 十分である 〕	<p>〔選択肢〕</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	介護保険に関する事務におけるマイナンバーの登録事務は、構成市町で行ったものが、本組合に自動的にシステム連携されるものであるため、人為的ミスが発生するリスクは極めて小さい。
9. 監査	
実施の有無	<p>[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査</p>
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[9) 従業者に対する教育・啓発]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員に対し、教育研修を実施している。各研修においては、受講確認を行い、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I-1-②事務の概要	・介護(介護予防)サービスの利用に関する保険給付	・介護・介護予防・総合事業サービスの利用に関する保険給付	事後	
	I-1-③システムの名称		伝送ソフトを追加	事後	
平成31年3月28日	I-5-②所属長の役職名	介護保険課長 田島斉	介護保険課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年3月28日	IVリスク対策		IVリスク対策の追加記載	事後	様式の変更によるもの
令和2年4月1日	I-1-③システムの名称		サービス検索・電子申請システムを追加	事前	ぴったりサービス利用開始によるもの
令和2年10月26日	II-1、II-2いつ時点の計数か	平成27年9月30日時点	令和2年9月30日時点	事後	評価再実施による
令和4年6月1日	I-4-②法令上の根拠	番号法第19条第7項及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	番号法第19条第8項及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)	事後	評価再実施による
令和4年6月1日	II-1、II-2いつ時点の計数か	令和2年9月30日時点	令和4年6月1日時点	事後	評価再実施による
令和5年1月4日	I-1-②事務の概要	(主な事務) ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更	(主な事務) ・第1号被保険者の資格取得、資格喪失、変更	事前	サービス検索・電子申請機能利用に伴う見直しによる
令和5年1月4日	I-1-③システムの名称	介護保険システム 中間サーバー	介護保険システム 中間サーバー	事前	サービス検索・電子申請機能利用に伴う見直しによる
令和5年1月4日	II-1、II-2いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年1月4日時点	事前	サービス検索・電子申請機能利用に伴う見直しによる
令和7年12月1日	I-1-③システムの名称		介護情報基盤を追加	事前	様式の変更及び再実施による
令和7年12月1日	IV-8-判断の根拠		介護保険に関する事務におけるマイナンバーの登録事務は、構成市町で行ったものが、本組合	事前	様式の変更及び再実施による
令和7年12月1日	IV-11		新規追加	事前	様式の変更及び再実施による